

デイサービス偕生重要事項説明書

地域密着型通所介護及び介護予防通所介護（従来型）

（令和6年4月1日現在）

この重要事項説明書は、浜田地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年2月28日条例第5号）第59条の20及び浜田地区広域行政組合介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱（平成29年2月7日告示第3号）第62条に基づき、地域密着型通所介護及び介護予防通所介護（従来型）サービスの提供を開始するに当たり、あらかじめ重要な事項について説明するものです。

1 経営法人

法人名	社会福祉法人島根県社会福祉事業団		
法人所在地	松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 5F		
電話番号	(0852) 32-5966	FAX	(0852) 32-5968
代表者名	理事長 山崎 功		
設立年月日	昭和40年7月17日		

2 事業所の概要

事業所名	デイサービス偕生		
提供するサービス	(1) 地域密着型通所介護 (2) 介護予防通所介護（従来型）		
開設年月日等	事業所開設日：平成16年2月1日 (1) 地域密着型通所介護指定：平成28年2月1日 (2) 介護予防通所介護（従来型）指定：平成29年4月1日		
事業所所在地	浜田市黒川町 196 番地 1		
管理者名	高田 泰徳		
電話番号	(0855) 24 - 1555	FAX	(0855) 24 - 1556
E-mail	kaisei@ssw.or.jp		
事業の目的	要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活		

	を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
運営方針	<p>1 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。</p> <p>2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、浜田市、浜田地区広域行政組合、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。</p> <p>4 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。</p>

3 同一所在地で提供する福祉サービス

サービスの種類	島根県知事の事業所指定		定員
	指定年付日	指定番号	
介護老人福祉施設	平成 12 年 4 月 1 日	島根 3270790011 号	70 人
短期入所生活介護	平成 12 年 4 月 1 日	島根 3270790011 号	10 人
介護予防短期入所生活介護	平成 18 年 4 月 1 日	島根 3270790011 号	
地域密着型通所介護	平成 28 年 2 月 1 日	島根 3270700465 号	18 人
介護予防通所介護（従来型）	平成 29 年 4 月 1 日	島根 3270700465 号	
居宅介護支援	平成 12 年 4 月 1 日	島根 3270700044 号	-----

4 事業所の設備

(1) 事業所の構造及び面積

敷地面積	7690.55 m ²
建物構造	鉄骨造アルミニウム板葺平家建
延べ床面積	432.00 m ²

(2) 設備

食堂、機能訓練室、台所	222.75 m ²	共用フロア
相談室	6.07 m ²	
静養室	15.75 m ²	
特殊浴室	27.00 m ²	脱衣室含む
一般浴室	36.00 m ²	脱衣室含む

5 通常の事業実施地域、営業時間等

(1) 通常の事業の実施地域

- ・旧浜田市
- ・浜田市金城町七条及び下来原

(2) 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除きます。
受付可能時間	午前8時30分から午後5時15分まで
サービス提供時間	午前9時45分から午後3時45分まで

(3) 利用定員

1日当たりの利用定員	18名
------------	-----

6 職員体制

職種	業務内容	常勤	非常勤	常勤換算
管理者	事業所の業務を統括し、職員を指揮監督します。	1人		1人
生活相談員	利用者の生活全般についての相談、援助業務等を行います。また、通所介護計画に関する業務を行います。	専従1人 兼務2人		3人
介護職員	利用者の生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	2人 (生活相談員兼務)	3人	4.1人
看護職員	利用者の健康管理、保健衛生業務等を行います。	1人	1人	1人

機能訓練指導員	利用者の身体機能の維持・改善等のための訓練を行います。	(兼) 1 人	(兼) 1 人	(兼) 1 人
---------	-----------------------------	---------	---------	---------

7 介護保険の給付の対象となるサービス

(1) サービスの内容

項目	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> 健康や身体状況に応じた食事を提供します。 食べられない物やアレルギーがある方は事前にご相談下さい。 食事時間は 12 時から 13 時までです。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> 身体の状態に応じて一般入浴と、特殊入浴に分かれます。 入浴は、プライバシーに配慮して行います。 健康状態によっては入浴をシャワー浴に変更します。
排せつ	<ul style="list-style-type: none"> 排せつの自立にむけ、心身の状況に応じて、適切に支援します。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活を営むのに必要な機能の改善と身体機能の低下を防止するため、利用者の状況に合った機能訓練を行います。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員が、健康状態の把握を行います。 体調不良時は、ご家族に連絡をしますので、対応をお願いします。
相談・援助	<ul style="list-style-type: none"> 利用者、家族等からの相談については、可能な限り必要な援助を行います。
活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の嗜好に応じたレクリエーション、ゲーム、趣味的活動等の活動を支援します。
送迎	<ul style="list-style-type: none"> 居宅と事業所までの送迎を行います。

(2) 通所介護計画

利用者への具体的なサービス提供方針やサービス内容について、次のとおり通所介護計画を作成します。

- ① 通所介護計画の作成は、生活相談員が担当します。
- ② 通所介護計画の作成に当たっては、利用者の担当の居宅介護支援専門員が作成した「居宅サービス計画」又は地域包括支援センターの担当者等が作成した「介護予防サービス計画書」に沿って、利用者が自立した生活を営むことができるよう、利用者及びその家族等の希望、解決すべき課題等を把握し、サービスの提供に当たる他の職員と協議の

上、作成します。

- ③ 生活相談員は、通所介護計画を利用者及びその家族等に丁寧に説明し、文書により同意を得た上で、決定したサービス計画を書面で交付します。

(3) 利用料

- ① 地域密着型通所介護（1日につき）

ア 基本部分

要介護状態等区分	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	678円	1,356円	2,034円
要介護2	801円	1,602円	2,403円
要介護3	925円	1,850円	2,775円
要介護4	1,049円	2,118円	3,177円
要介護5	1,172円	2,344円	3,516円

イ 事業所の体制、必要に応じて算定する加算

名称	算定要件	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制加算Ⅰ	介護職員のうち、勤続10年以上の介護福祉士を25%以上配置している場合	22円	44円	66円
入浴介助加算Ⅰ	入浴中の利用者の見守り、必要な援助を行った場合	40円	80円	120円
科学的介護推進体制加算	厚生労働省の科学的介護情報システムを活用し、PDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を行っている場合	40円	80円	120円

ウ 処遇改善加算

介護職員処遇改善加算Ⅰ (令和6年5月まで)	介護職員に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する賃金改善等を実施しているものとして、島根県知事に届出た事業所を対象とする加算	ア～イの合計額の5.9%		
---------------------------	---	--------------	--	--

介護職員等特定処遇改善加算 I (令和 6 年 5 月まで)	介護職員処遇改善加算を算定する事業所が、更なる処遇改善の実施を島根県知事に届出し、その具体的取組内容を公表している場合対象となる加算	ア～イの合計額の 1.2%
介護職員等ベースアップ等支援加算 (令和 6 年 5 月まで)	介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定する事業所が、介護職員等に対し、ベースアップ等を行った場合対象となる加算	ア～イの合計額の 1.1%
介護職員等処遇改善加算 (令和 6 年 6 月から)	福祉・介護職員に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する賃金改善等を実施しているものとして、に届出た施設を対象とする加算	ア～イの合計額に 9.0% を乗じた額

② 介護予防通所介護 (1 か月につき)

ア 基本部分

利用区分	要介護度区分	1 割負担	2 割負担	3 割負担
週 1 回程度の利用	事業対象者	1,798 円	3,596 円	5,394 円
	要支援 1	1,798 円	3,596 円	5,394 円
週 2 回程度の利用	事業対象者	3,621 円	7,242 円	10,863 円
	要支援 2	3,621 円	7,242 円	10,863 円

イ 事業所の体制、必要に応じて算定する加算

名称	算定要件	要介護度区分	1 割負担	2 割負担	3 割負担
サービス提供体制加算 I	介護職員のうち、勤続 10 年以上の介護福祉士を 25% 以上配置している場合	事業対象者 要支援 1 (週 1 回程度)	88 円	176 円	264 円
		事業対象者 要支援 2 (週 2 回程度)	176 円	352 円	528 円
科学的介護推進体制加算	厚生労働省の科学的介護情報システムを活用し、PDCA サイクルの推進、ケアの質の向上を行っている場合		40 円	80 円	120 円

ウ 処遇改善加算

介護職員処遇改善加算Ⅰ (令和6年5月まで)	介護職員に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する賃金改善等を実施しているものとして、島根県知事に届出た事業所を対象とする加算	ア～イの合計額の5.9%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (令和6年5月まで)	介護職員処遇改善加算を算定する事業所が、更なる処遇改善の実施を島根県知事に届出し、その具体的取組内容を公表している場合対象となる加算	ア～イの合計額の1.2%
介護職員等ベースアップ等支援加算 (令和6年5月まで)	介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定する事業所が、介護職員等に対し、ベースアップ等を行った場合対象となる加算	ア～イの合計額の1.1%
介護職員等処遇改善加算 (令和6年6月から)	福祉・介護職員に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する賃金改善等を実施しているものとして、に届出た施設を対象とする加算	ア～イの合計額に9.0%を乗じた額

8 介護保険の給付の対象とならないサービス

項目	費用の額
食事の提供にかかる費用	食費は、食材料費、調理費、おやつ代を負担していただきます。1食650円(おやつ代含む)
活動の材料代	趣味的活動、レクリエーションでの材料代など、実費を負担していただくことがあります。
複写物の交付	サービス提供に関する記録をいつでも閲覧できますが、複写が必要な場合は実費を負担いただきます。
その他日常生活上必要となる費用	利用者の日常生活に要する物を購入する費用で、負担いただくことが適当であるものの費用を負担いただきます。 ※ 紙おむつは、使用したタイプに応じた紙おむつを返してください。
キャンセル料	利用者の都合でキャンセルされる場合は、キャンセ

	<p>ル料を負担いただきます。</p> <p>(1)利用日前日の午後5時15分までに連絡された場合 キャンセル料なし</p> <p>(2)利用日当日の午前8時30分までに連絡された場合 食材費相当350円</p> <p>(3)利用者の都合で早く帰られた場合 1日の利用料全額</p>
--	---

9 利用料等の支払方法

利用料及び介護保険の給付対象とならないサービスに係る費用は1か月ごとにお支払いいただきます。

なお、お支払いの方法は、次の中から選択することができます。

(1) 預金口座からの振替

当事業所では、利用者又はそのご家族等から提出された口座振替依頼書により指定された金融機関の口座から、毎月4日に前々月分の利用料等を振替させていただきます。利用料等に係る請求書及び利用明細書は、毎月20日頃、領収書は振替確認後、指定された住所へお送りします。

※ 口座振替日が金融機関休業日に該当する日は、翌営業日を振替日とします。

(2) 金融機関での支払

毎月20日頃、請求書及び利用明細書をあらかじめ指定された住所へお送りしますので、到着後速やかに金融機関でお支払いください。

なお、振込手数料等は払込人の負担となります。

(3) 現金による支払

当事業所の事務室へ請求書及び利用明細書をお持ちになりお支払いください。その場で領収書を発行します。

なお、お支払いについては、月曜日～金曜日の9:00～17:00の間にお願います。

10 サービス提供の開始及び終了について

(1) サービス提供の開始

サービス提供の開始に当たっては、利用申込者の心身の状況、事業所のサービス提供体制等を総合的に判断し、サービス提供を拒む正当な理由がない場合は、本書面をもって重要な事項を説明の上、サービス利用契約を締結し、サービスの提供を開始します。

(2) サービス提供の終了

次の事項に該当する場合は、契約を終了します。

- ①利用者がなくなった場合
- ②利用者の要介護状態区分が自立と認定された場合
- ③法人が、解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事情により事業所を閉鎖した場合
- ④事業所の滅失や重大な毀損により、通所サービスの提供が困難になった場合
- ⑤事業所が地域密着型通所介護又は介護予防通所介護（従来型）の指定を取り消された場合
- ⑥利用者から契約解除の申出がされた場合

利用者は、事業所に対していつでも契約の解除を申し入れることができます。この場合は、サービス提供終了希望日の7日前までに申し出てください。

ただし、次の場合には、ただちに契約を解除し、サービス提供を終了することができます。

ア 事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合

イ 事業所が、故意又は重大な過失により利用者の生命、身体、財産又は信用を傷つける等の行為を行った場合

ウ 他の利用者が、利用者の生命、身体、財産若しくは信用を傷つけた場合又は傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

- ⑦事業所から契約解除の申し入れを行う場合

ア 利用者が、支払能力があるにもかかわらず、利用料等の支払が、6か月以上遅延し、事業所の相当期間にわたる催告にもかかわらず、支払わない場合

イ 利用者が、他の利用者若しくは事業所に勤務する職員の生命、身体、財産又は信用を傷つける等の行為を行い、相当期間にわたる介護を行ったにもかかわらず、その状況の改善が見込めない場合

ウ 利用者が、自らの生命又は身体を傷つけ、若しくは傷つけるおそれがある場合で、相当期間にわたる介護を行ったにもかかわらず、その状況の改善が見込めない場合

- ⑧その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 サービス利用上の留意事項

サービスの利用に当たっては、次の事項の遵守をお願いします。

居室・設備・器具の利用	事業所の居室や設備、器具の利用の際は本来の用途に従って利用してください。
宗教・政治活動	事業所内での他の利用者に対する宗教活動や政治活

	動はご遠慮ください。
喫煙	喫煙は事業所が指定する喫煙場所のみとし、火気の取扱いに注意してください。
迷惑行為など	騒音など他の方に迷惑になる行為はご遠慮願います。また、無断で他の居室に立入らないようにしてください。

12 緊急時等における対応方法

サービスの提供中に、容体の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、家族、主治医、居宅介護支援事業者等へ連絡し、対応します。また、利用者の病状の急変等が生じた場合その他緊急事態が発生した場合は、状況に応じた適切な対応を行います。

13 非常災害時の対応

特別養護老人ホーム偕生園消防計画に基づき、状況に応じた適切な対応を行います。

防火管理者	加田 靖典			
訓練の実施	夜間及び昼間を想定した避難及び消火の訓練を年 2 回以上実施します。			
防災設備	誘導灯	あり	防火扉	あり
	避難スロープ等	あり	補助散水栓	あり
	自動火災報知機	あり	漏電火災報知機	あり
	自動火災通報装置	あり	消火器	あり
協力体制	有事の際は黒川町内会と協力することとなっています。			

14 虐待防止及び身体拘束廃止のための措置

(1) 虐待防止のための措置

利用者の人権を擁護し、虐待を防止するため、虐待防止・身体拘束廃止委員会を設置するとともに、次の取組を行います。

- ①管理職を含めた職員全体を対象とする、虐待防止や人権意識を高めるための研修を実施します。
- ②職員が、業務上抱える課題や悩みを抱え込まず、相談・協力し合える職場環境を整備します。
- ③虐待防止のための対策及び虐待発生時の対応方法について定め、利用者の尊厳を守り、その権利利益を擁護します。

虐待防止責任者	高田 泰徳
---------	-------

虐待防止担当者	三輪 亮
---------	------

(2) 身体拘束廃止のための措置

利用者に対し身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。ただし、利用者等の生命又は身体に危険がある場合等緊急止むを得ない場合は、次のとおり対応します。

- ①緊急やむを得ない場合に該当するかどうかを、身体拘束廃止委員会で検討します。
- ②緊急やむを得ないと判断した場合は、家族等へその内容、目的、理由、拘束の期間等を詳細に説明し同意を得た上で、行います。
- ③拘束の期間は、利用者の日々の心身の状態等を観察し、記録します。
- ④拘束の期間が終了した時やその要件に該当しなくなった場合は、速やかに身体拘束廃止委員会で検討し、身体拘束等を解除します。

身体拘束適正化対応担当者	高田 泰徳
--------------	-------

15 事故発生の防止及び発生時の対応

(1) 事故発生防止のための措置

事故の発生又はその再発を防止するため、事故対策部会を設置するとともに、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な取組を行います。

(2) 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、事故発生時のフロー（別紙1）に基づき、速やかに市町村、家族等関係機関に連絡を行い必要な対応をします。

また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、次の損害賠償保険の範囲で速やかに賠償を行います。

保険の種類	施設賠償責任保険
保険金額	対人：1億円まで（1事故10億円まで） 対物：1事故1千万円まで

16 苦情及び相談等の受付

(1) 苦情等の解決体制

提供するサービス等に関する相談や苦情については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団苦情解決実施要領に基づき、苦情解決フロー（別紙2）のとおり適切に対応します。

(2) 苦情等の窓口

- ① 施設における窓口

苦情解決責任者	高田 泰徳
苦情受付担当者	三輪 亮
利用時間	月曜日～金曜日 9:00 ～ 17:00 (年末年始 (12月29日から1月3日までを除きます))
利用方法	電子メール kaisei@ssw.or.jp 電話 (0855-24-1555) での受付の他、面談でも伺います。

② 行政機関等

名称	所在地	電話番号	受付時間
島根県運営適正化委員会	松江市東津田町 1741-3	0852-32-5913	8:30～17:00 (土・日・祝日を除く)
島根県国民健康保険団体連合会 (苦情相談窓口)	松江市学園一丁目 7 番 14 号	0852-21-2811	9:00～17:00 (土・日・祝日を除く)
浜田市健康医療対策課 (地域包括支援センター)	浜田市殿町 1 番地	0855-25-9321	8:30～17:00 (土・日・祝日を除く)
浜田広域行政組合介護保険課	浜田市殿町 1 番地 浜田市役所北分庁舎内 1 階	0855-25-1520	8:30～17:00 (土・日・祝日を除く)

17 第三者評価の実施状況

実施の有無 有・**無**

18 個人情報の使用及び管理について

利用者及び家族等の個人情報については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団が保有する個人情報の保護に関する規程に基づき、適切に管理します。

なお、個人情報の利用に当たっては、別途書面で同意をいただきます。

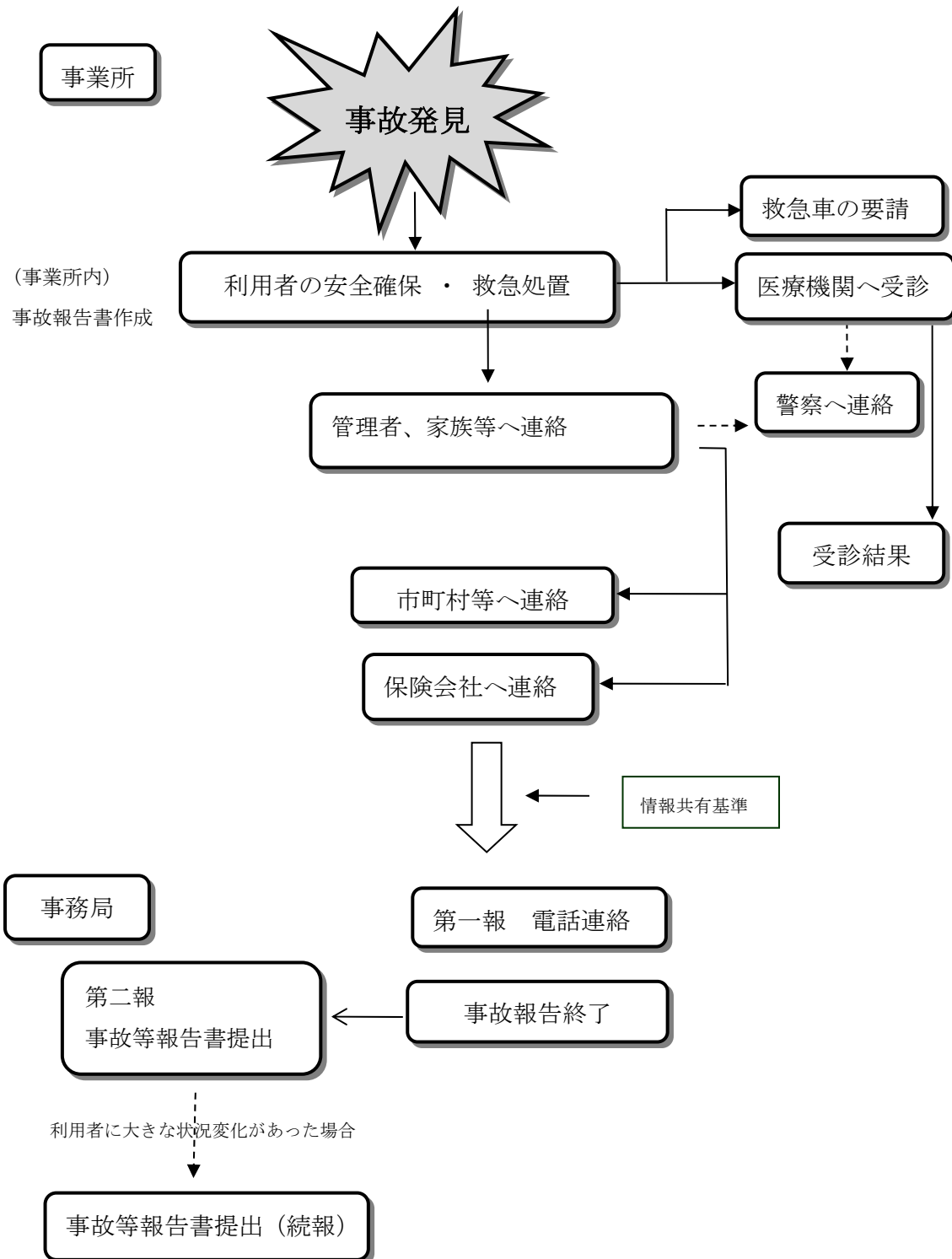
個人情報保護管理責任者	高田 泰徳
相談受付担当者	三輪 亮 (苦情受付担当者)

19 連帯保証人

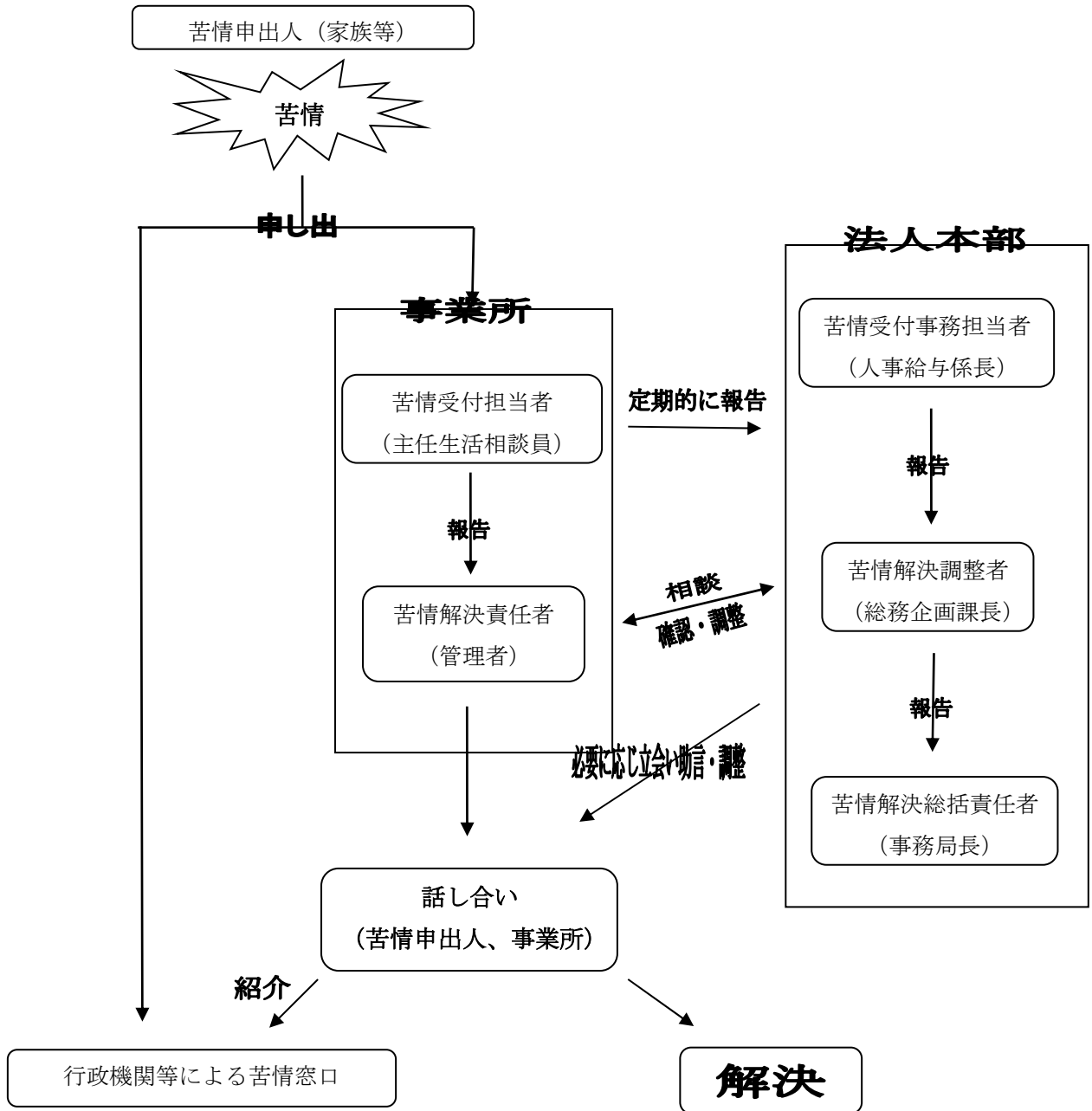
サービスの利用に当たっては、連帯保証人を選定いただき、利用者に生じる債務を連帯してご負担いただきます。

別紙 1

事故発生時のフロー



苦情解決フロー



利用にあたっての同意書

デイサービス偕生の利用に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人島根県社会福祉事業団

偕生園園長 高田 泰徳

(デイサービス偕生)

印

説明者 主任生活相談員 氏名 三輪 亮

私は本書面に基づいて、事業者からデイサービス偕生の利用について、重要事項の説明を受け、内容に同意しました。

令和 年 月 日

(利用者)

住所

氏名

印

(署名代行者)

住所

氏名